

鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱の運用解釈

鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱の運用解釈について、下記のとおり定める。

1 第3条関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 第4条第2項関係

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、第4条第2項に基づく措置の対象とはしないものとする。
- (2) 短期加重措置の対象となり、かつ、第5条各号の一に該当することとなった場合には、知事の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこと。

3 第5条関係

- (1) 第1号に該当することとなった場合において、第2号又は第3号に規定する事由があるときは、知事の判断により同条第1号に定める期間に加重を行うこと。
- (2) 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」（第3号並びに別表第4号及び第5号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。

更に、私人ではあっても、その職務が公共性をもつため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

4 別表関係

- (1) 別表第2号の契約違反に係る具体的な運用基準は、次表のとおりとする。

措置要件	期間
1 県発注物品等の発注に当たり、契約に違反し、県発注物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（2～5に該当する場合を除く）	1か月以上4か月以内
2 契約者が正当な理由がなく、契約を履行しなかった場合	1か月以上12か月以内
3 契約の履行に当たり、故意又は重大な過失により契約に違反し、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。（4～5に定める場合を除く。）	
4 契約者が契約に定める個人情報の取扱いに係る事項を履行せず、個人情報の漏えい等の事故を発生させた場合（5に定める場合を除く。）	2か月以上12か月以内
5 契約者が契約に定める個人情報の取扱いに係る事項を履行せず、目的外使用又は意思を持って個人情報の漏えい等の事故を発生させた場合	3か月以上12か月以内

- (2) 別表第3号中「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう。

- (3) 独占禁止法第3条に違反した場合（第6号、第7号及び第8号関係）については、次のいずれかの事実を知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- ア 排除措置命令が出されたこと。
 - イ 課徴金納付命令が出されたこと。
 - ウ 刑事告発がなされたこと。
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑で逮捕されたこと。
- (4) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第6号、第7号及び第8号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- (5) 別表第6号から第8号までの措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合における指名停止の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が別表第6号から第8号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。
- (6) 別表第6号、第11号、第12号及び第13号中「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。
- (7) 「密接な交際」（第11号関係）とは、友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊（交友関係にあると認められる場合は、年1回会食等を共にするだけのものを含む。）をすること、又は自らが主催するパーティその他の会合に暴力団員を招待し、又は暴力団員が参加するパーティその他の会合に招待され同席することをいうものとする。
- (8) 別表第13号の不正又は不誠実な行為に係る具体的な運用基準は、次表のとおりとする。

措 置 要 件	期 間
1 県発注物品等の契約及び履行に関し、次の行為が認められたとき。 (1) 正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。 (2) 落札者が契約を締結することを妨げたとき。 (3) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。 (4) 入札の公正な執行を妨げたとき。 (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。 (6) 県が発注する物品の納入において、暴力団員から不当介入を受けながら県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	1 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 6 か月以内
2 上記1を除き、有資格業者が次に掲げる不正又は不誠実な行為を行ったと認められたとき。 (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に違反する行為を行い、公訴を提起されたとき又は行政処分を受けたとき。	1 か月以上 6 か月以内

(2) この要綱に基づく指名停止期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
(3) 有資格業者が、暴力行為等不当行為を行い、社会的信用を失墜させたとき。	1 か月以上 3 か月以内
(4) 有資格業者又はその役員若しくは使用人が職員(有資格業者と職務上利害関係を有する者に限る)に対して社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を行ったとき。	1 か月以上 3 か月以内
※ 不当介入とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず、不当な手段(暴力、脅迫、その他社会的常識を逸脱した手段をいう。)により違法又は不適正な行為を要求し、又は適正な物品の納入の障害となる行為をすることをいう。	

(令和 7 年 4 月最終改正)